

不登校対策について

校内教育支援センター設置

誰一人取り残されない学びの保障に向けた**三股町**の不登校対策
～ 学校を「みんなが安心して学べる」場所に ～



三股町教育委員会



1 不登校の現状と課題

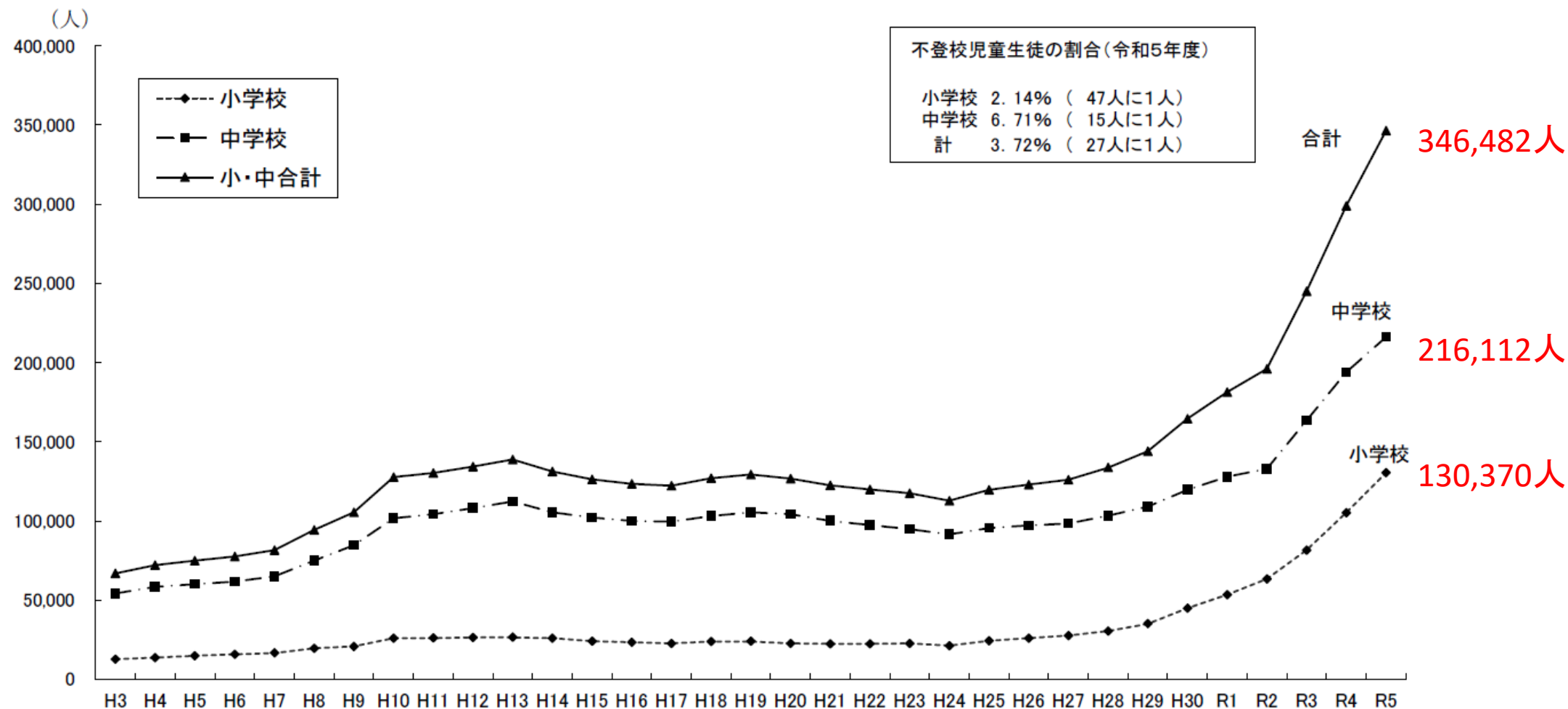
- 全国及び本県の状況
- 国の動向における「校内教育支援センター」

2 本町における「校内教育支援センター」の必要性

- 町内の不登校の状況から
- 相談・支援の状況から
- 校内教育支援センター設置による効果

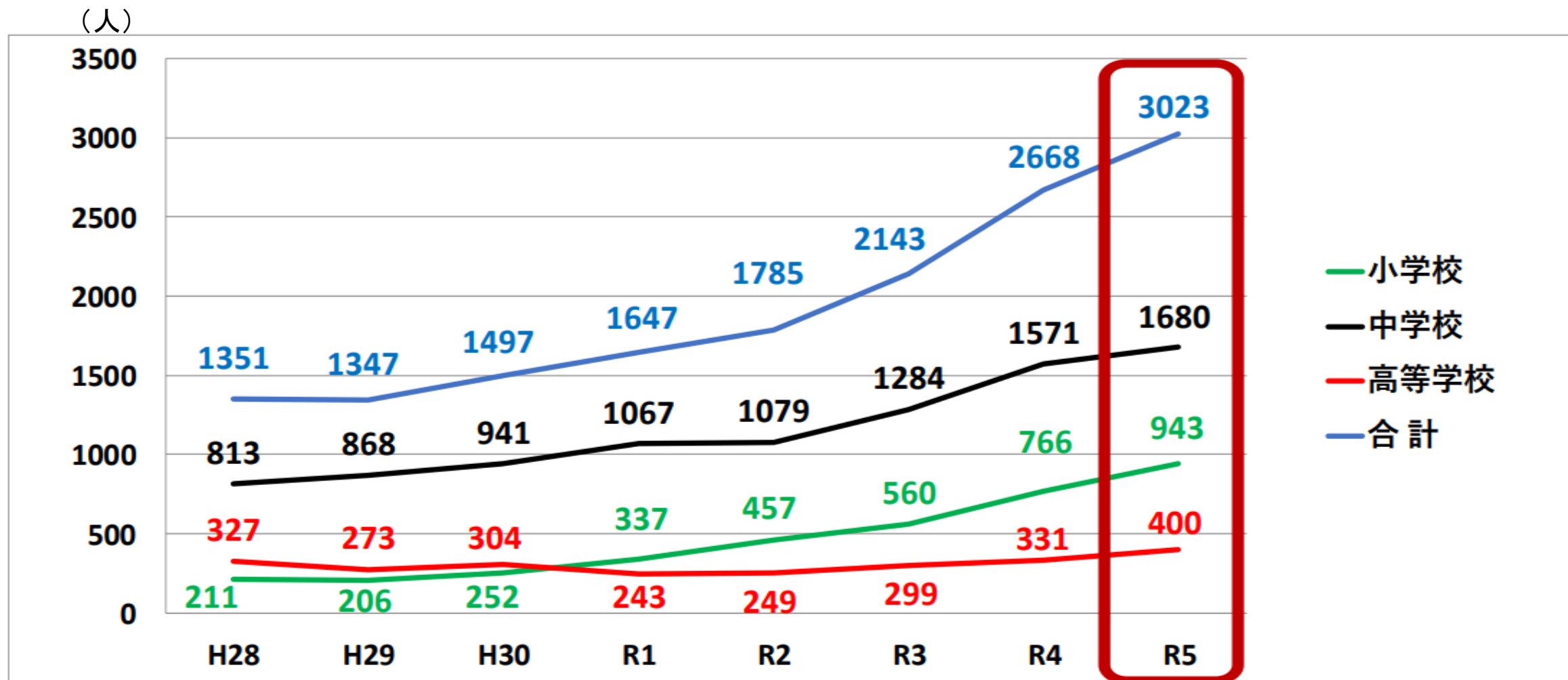
不登校児童生徒数の推移(全国)〔平成3年度～令和5年度〕

＜参考2＞ 不登校児童生徒数の推移グラフ



文部科学省「令和5年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題調査に関する調査結果について」(令和6年10月31日)

不登校児童生徒数の推移(宮崎県公立学校)〔平成28年度～令和5年度〕



「令和5年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題調査に関する調査結果・分析等について」(宮崎県教育委員会)

不登校の「きっかけ要因」(文部科学省委託事業による調査結果から)

○ 不登校の児童生徒に関する教師、本人、保護者の三者間比較 (回答割合が高かった上位3項目を抜粋)

	教師	児童生徒(本人)	保護者
1	学業の不振 41. 2%	不安・抑うつの訴え 76. 5%	不安・抑うつの訴え 78. 4%
2	宿題ができていない等 40. 5%	居眠り・朝起きられない・夜眠れない 70. 3%	体調不良の訴え 76. 5%
3	制服、給食、行事等への不適応 23. 2%	体調不良の訴え 68. 9%	居眠り・朝起きられない・夜眠れない 74. 7%

公益社団法人 子どもの発達科学研究所・浜松医科大学 子どものこころの発達研究センター
「文部科学省委託事業 不登校の要因分析に関する調査研究 報告書」(令和6年3月公表)

児童生徒(本人)の「きっかけ要因」に、早期かつ継続的に対応するための
校内での相談・支援体制の構築・充実を図ることが必要

「校内教育支援センター」について

教育支援センター (適応指導教室)

各地域の教育委員会が開設していて、児童生徒一人一人に合わせた個別学習や相談などを行ってくれる場所です。

市の施設など、公の建物の中にあることが多く、利用料は基本的に無料です。

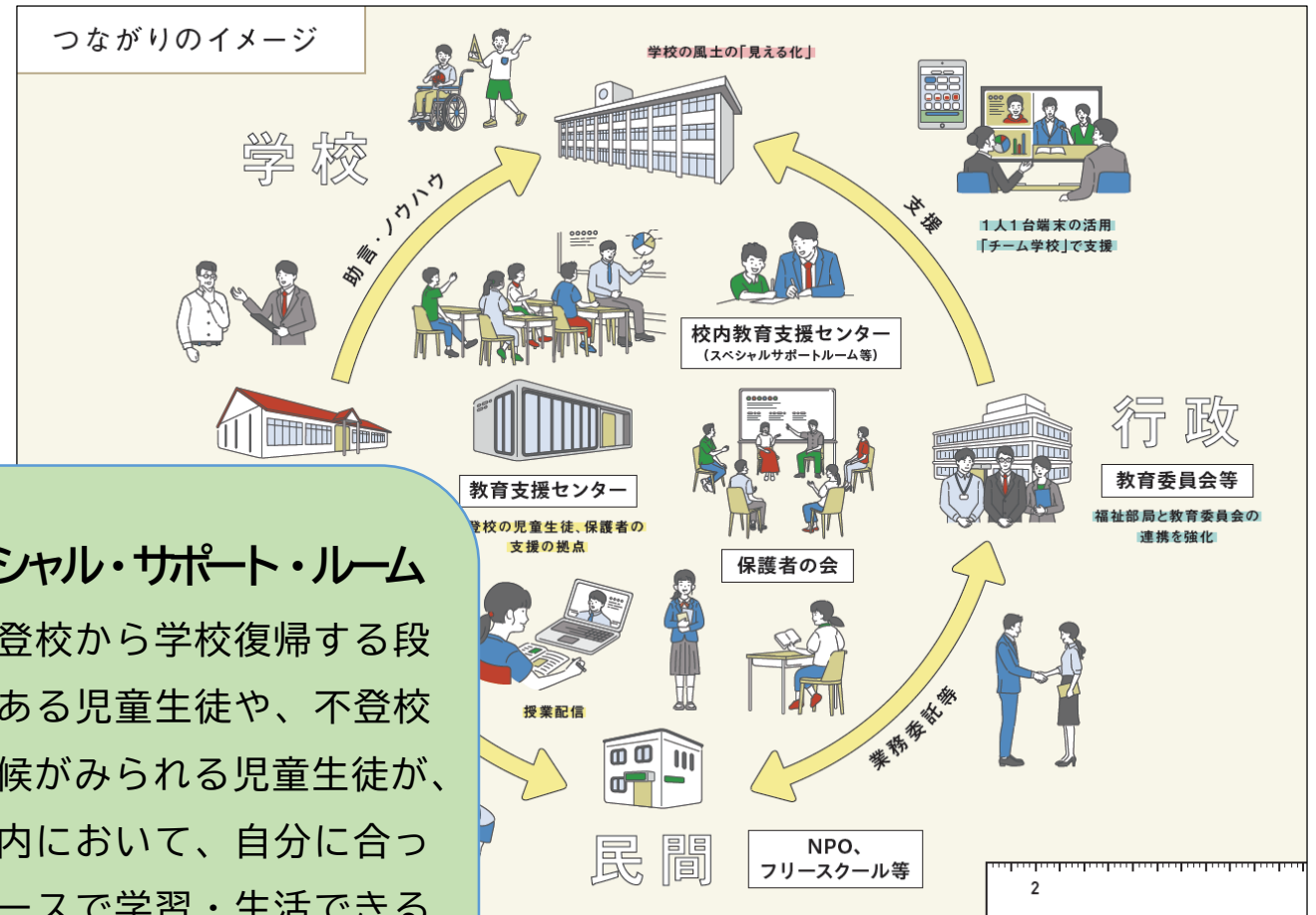
校内教育支援センター (SSR)

学校には行けるけれど自分のクラスには入れない時や、少し気持ちを落ち着かせてリラックスしたい時に利用できる、学校内の空き教室等を活用した部屋のことです。

児童生徒のペースに合わせて相談に乗ってくれたり学習のサポートをしてくれたりします。

スペシャル・サポート・ルーム

不登校から学校復帰する段階にある児童生徒や、不登校の兆候がみられる児童生徒が、学校内において、自分に合ったペースで学習・生活できる環境（居場所）



校内教育支援センターの設置促進・機能強化事業

(令和7年度要求・要望額) 14億円(新規)



現状・課題

- ・不登校児童生徒数は、小・中学校で約30万人にのぼり、過去最多の状況
- ・「経済財政運営と改革の基本方針2024」にて、「学校内外の教育支援センターの設置促進・機能強化」を明記
- ・「第4期教育振興基本計画」及び「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策（COCOLOプラン）」にて、「校内教育支援センター（スペシャルサポートルーム等）の設置促進」を明記
- ・在籍する学校には行けるが、自分の学級に入りづらい児童生徒が、学校内の居場所を確保し、不登校を未然に防止するとともに、不登校児童生徒の登校復帰を支援することが必要

事業内容

不登校から学校復帰する段階にある児童生徒や、不登校の兆候がみられる児童生徒が、学校内において、自分に合ったペースで学習・生活できる環境として、校内教育支援センターの設置及び整備を行う

○ 校内教育支援センター支援員の配置事業 11.3億円

校内教育支援センターを拠点として、日常的に、不登校傾向のある児童生徒に対して学習支援を行うとともに、SC・SSW等の専門家と連携をしながら、相談支援を行う支援員を配置することで、校内教育支援センターの設置促進及び機能強化を行う事業

実施主体	学校設置者 (主に市区町村)	対象校数	3,000校	負担割合	国1/3、都道府県1/3、市区町村1/3 ※都道府県又は指定都市が実施主体の場合は国1/3、都道府県・指定都市2/3
------	-------------------	------	--------	------	---

○ 校内教育支援センターの設置促進事業 2.4億円

公立の小・中学校のうち、新たに校内教育支援センターを設置する学校に対し、設置に必要な経費の支援を行うことで、校内教育支援センターの設置促進を行う事業

実施主体	学校設置者 (主に市区町村)	対象校数	1,600校	負担割合	国1/3、実施主体（都道府県、市区町村）2/3
------	-------------------	------	--------	------	-------------------------

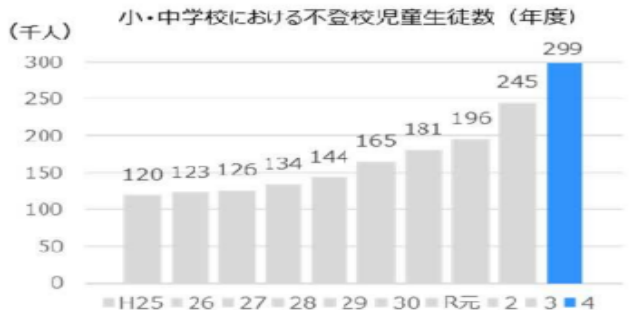
本事業による効果

学校内での学習拠点を設置・整備して提供することで、不登校から学校復帰する段階にある児童生徒や、不登校の兆候がみられる児童生徒が早期の段階において、学校内で安心して学習することや、相談支援を受けることが可能に

- 愛媛県の中学校における校内教育支援センターでの成果
- ・ 約53%の生徒の不登校の状況が改善（教室復帰、学校に登校）（R5年度）

	1年生	2年生	3年生	特別支援学級	合計	
好転	25人	32人	41人	5人	103人	52.9%
現状維持	10人	21人	40人	2人	73人	37.4%
悪化	4人	6人	8人	1人	19人	9.7%
合計	39人	59人	89人	8人	195人	100.0%

- ・ 新規不登校生徒数の割合が大幅に下回る（R4年度）



校内教育支援センターの設置促進・機能強化



校内教育支援センターの設置に必要な経費の支援

校内教育支援センター支援員の配置



不登校から学校復帰する段階にある児童生徒や不登校の兆候がみられる児童生徒が、学校内で安心して学習したり、相談支援を受けることが可能に

(担当：初等中等教育局 児童生徒課)

校内教育支援センターの設置による効果

○ これまでの取組

- ・ SC・SSWの専門家の配置及び活用
- ・ 生徒指導実践加配教員(不登校課題)による相談・支援体制
- ・ 学年室・保健室等を活用した居場所づくり
- ・ 適応指導教室「サンライトルーム」による学習や生活の支援や相談対応
- ・ フリースクールへの訪問(通級児童生徒の状況及び活動状況の把握)

学校には行けるが、自分の学級に入りづらい児童生徒が、**学校内の居場所を確保し、不登校を未然に防止するとともに、不登校児童生徒の復帰を支援**することが必要



○ 校内教育支援センターの設置

- ・ SC・SSW等の専門家と連携をしながら、**相談支援を行う支援員を配置し、日常的に、不登校傾向のある児童生徒に対して学習支援を行う**



- 学校内での学習拠点を設置・整備して提供することで、不登校から学校復帰する段階にある児童生徒や、不登校の兆候がみられる児童生徒が早期の段階において、**学校内で、安心して学習することや、相談支援を受けることが可能に**